

新型コロナウイルス感染症に伴う宮古島市家賃支援助成金（第3弾）募集要項

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた宮古島市内の事業者において、他人の土地・建物を自身で営む事業のために直接占有し、賃貸借契約（以下「契約」という）を締結して賃料の支払いを行っている者の賃料を助成し、その経営を支援することを目的とする。

2. 応募資格要件

次の条件を全て満たす法人又は個人事業主とする。

- 1) 本市に自宅以外で事務所又は店舗等を有し、賃料を支払っている者
- 2) 本市に自宅兼事務所又は店舗等を有し、賃料を支払っている者
- 3) 令和4年1月9日までに賃貸借契約を結んでいる者
- 4) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者
 - ア 沖縄県感染拡大防止対策協力金の支給対象者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - ウ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係にある者
 - エ 暴力団員等がその事業活動を実質的に支配する法人
 - オ 役員のうち暴力団員等がいる法人
- 5) 交付申請日以降も宮古島市内で事業継続する意志がある者

3. 助成金の額

- 1) 自宅以外に事務所又は店舗等を有している場合は、1事務所（1店舗）あたり賃料3ヶ月分上限20万円とする。
- 2) 自宅兼事務所又は店舗で賃料を支払っている場合は、賃料半額の3ヶ月分上限10万円とする。
- 3) 上記の算出により発生した1千円未満は切り捨てとする。

4. 助成金の対象

- 1) 店舗
- 2) 事務所
- 3) 倉庫 事業に用いる貨物・物品等を貯蔵及び保管するための建物
- 4) 作業所等 事務所及び店舗以外の用途に使用している建物
- 5) 事業用用地 事業に使用するために賃借している土地
- 6) 駐車場 従業員用駐車場及びお客様駐車場
- 7) 車両置き場 レンタカー置き場・自動車修理専用駐車場等
- 8) 船着き場 事業に用いる漁船又は遊漁船等を係留させる場所

5. 提出書類等

1) 提出書類

①宮古島市家賃支援助成金第1弾及び第2弾を受給した方

市より申請書を郵送しますので、申請内容に変更が無い方は必要事項を記入の上ご返信ください。振込先や家賃等に変更があった場合は郵送された交付申請書兼請求書ではなく、交付申請書兼請求書（様式第1-1号）及び変更に係る資料の提出が必要です。

（口座変更⇒通帳の写し、家賃変更⇒最新の賃貸借契約書等）

交付申請書兼請求書（様式第1-1号）については、市ホームページ及び総合庁舎1階総合案内及び2階観光商工課、各出張所窓口にて入手下さい。

②宮古島市事業者家賃支援助成金を初めて申請する方

以下、すべての提出が必要です。

- ▶ 宮古島市家賃支援助成金（第3弾）交付申請書兼請求書（様式第1-1号）及び誓約書
- ▶ 振込用通帳の口座番号及び名義人氏名（フリガナ含む）が確認できるページ（写し）
- ▶ 賃貸借開始時期及び月額賃料が明記されている賃貸借契約書（写し）
- ▶ 直近1ヶ月の賃料の領収書又は支払いが確認出来る通帳（写し）
*複数の事務所又は店舗を有する場合は、それぞれの賃貸借契約書及び直近1ヶ月分の支払いが確認出来る領収書等（写し）
- ▶ 事業を行っていることが分かるもの（直近の確定申告書もしくは開業届の写し等）
- ▶ 事務所や店舗等の外観（店名が確認できるもの）及び内観がわかるもの。
*写真や自社のホームページを印刷したもの。
*物件が事業に使用されていることが分かるもの。

2) 受付期間 令和4年1月24日（月）から令和4年2月21日（月）

※受付期間を過ぎたもの、不備がある場合は不交付とします。

3) 提出場所 宮古島市観光商工部観光商工課（0980-73-2690）

〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地 2階

4) 提出部数 1部

5) 提出方法 **郵送**（**受付期間最終日必着**）*コロナ感染拡大防止のため。

※郵送に必要な封筒及び切手はご自身で準備願います。

6. その他

以下の内容についてもご了承ください。

- 1) 事務所や店舗の所在について、関係課へ照会を行う場合がある
- 2) 提出された書類について提出後の追加及び変更は認めない
- 3) 提出された書類は返却しない
- 4) 提出された書類の複製を作成する場合がある
- 5) 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある